

令和5年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和6年2月6日（火）

午前10時00分～午前11時47分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第 482 号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更

議第 483 号 南部大阪都市計画区域区分の変更

議第 484 号 北部大阪都市計画道路の変更

議第 485 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置

令和5年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	内田 敬	大阪公立大学大学院教授	出	会長
2		松島 格也	京都大学特定教授	出	会長代理
3		小川 亮	大阪公立大学大学院教授	出	
4		越山 健治	関西大学教授	出	
5		清水 陽子	関西学院大学教授	出	
6		下村 泰彦	大阪公立大学名誉教授	出	
7		藤田 香	近畿大学教授	出	
8		水谷 聡	大阪公立大学大学院准教授	欠	
9		中谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	欠	
10		板東 嘉子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		千葉 輝顕	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	安東 隆	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 後藤 幸雄
13		信谷 和重	近畿経済産業局長	欠	
14		見坂 茂範	近畿地方整備局長	出	代理:企画部広域計画課長 大國 喜郎
15		日笠 弥三郎	近畿運輸局長	欠	
16		向山 喜浩	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	山下 昌彦	府議会議員(維新)	出	
18		角谷 庄一	府議会議員(維新)	出	
19		木下 昌久	府議会議員(維新)	出	
20		大野 ちかこ	府議会議員(維新)	出	
21		土井 達也	府議会議員(維新)	出	
22		大橋 章夫	府議会議員(公明)	出	
23		山下 浩昭	府議会議員(公明)	出	
24		中井 もとき	府議会議員(自民)	出	
25	市町村の長を 代表する者	辻 宏康	大阪府市長会会長	出	
26		田代 堯	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	小鍛冶 宗親	大阪府市議会議長会会長	出	
28		大西 則宏	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	横山 英幸	大阪市長	出	代理:計画調整局長 寺本 謙
30		片山 一步	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中24名出席

令和5年度第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	関連議案
1	大阪市都市計画 審議会委員	高山美佳	大阪市会議員（維新）	出	議第482号
2		藤田あきら	大阪市会議員（維新）	出	議第482号
3		山口悟朗	大阪市会議員（公明）	出	議第482号

令和5年度第2回大阪府都市計画審議会 幹事・臨時幹事名簿（大阪府）

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	大阪都市計画局長	尾花 英次郎	出	
2	大阪都市計画局 技監	山田 裕文	欠	
3	大阪都市計画局 副理事	森岡 清高	欠	
4	大阪都市計画局 計画推進室長	上溝 憲郎	出	
5	大阪都市計画局 拠点開発室長	日田 哲也	出	
6	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	木村 佳英	出	
7	政策企画部 危機管理室長	西 俊 光	※	代理:幹事(臨時) 防災企画課長補佐 篠崎 篤
8	政策企画部 企画室長	野村 晶子	※	代理:幹事(臨時) 推進課長補佐 前田 知佐
9	総務部 市町村局 振興課長	藤原 幹	欠	
10	府民文化部 府民文化総務課長	山田 祐美世	欠	
11	福祉部 福祉総務課長	小牟禮まゆみ	欠	
12	健康医療部 健康医療総務課長	藤田 浩良	欠	
13	健康医療部 環境衛生課長	木村 直昭	欠	
14	商工労働部 商工労働総務課長	山下 陽一	欠	
15	環境農林水産部 みどり推進室長	田中 武次	※	代理:幹事(臨時) 森づくり課参事 重光 孝保
16	環境農林水産部 循環型社会推進室長	柏木 出	※	代理:幹事(臨時) 産業廃棄物指導課長 谷垣 文規
17	環境農林水産部 環境管理室長	小林 正興	欠	
18	環境農林水産部 農政室長	丹後 晋哉	出	
19	都市整備部長	谷口 友英	欠	
20	都市整備部 事業調整室長	宍戸 英明	※	代理:幹事(臨時) 事業企画課長補佐 北浦 宏章
21	都市整備部 道路室長	浅井 敏彦	出	
22	都市整備部 交通戦略室長	松本 次朗	欠	
23	都市整備部 河川室長	小池 重一	※	代理:幹事(臨時) 河川整備課長補佐 岩井 康隆
24	都市整備部 下水道室長	丸毛 篤也	※	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 遠藤 淳
25	都市整備部 公園課長	難波 孝行	※	代理:幹事(臨時) 公園課長補佐 西田 明弘
26	都市整備部 住宅建築局長	財部 祐介	出	
27	都市整備部 住宅建築局 居住企画課長	遠藤 望	欠	
28	都市整備部 住宅建築局 建築指導室長	牧田 武一	出	
29	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室長	中迫 悟志	欠	
30	大阪港湾局 理事	坂田 文郎	※	代理:幹事(臨時) 泉州港湾・海岸部総務運営課長 竹内 敏之
31	教育庁 教育総務企画課長	西田 修	欠	
32	教育庁 施設財務課長	鳥井 昭宏	※	代理:幹事(臨時) 施設財務課長補佐 仲本 充穂
33	教育庁 文化財保護課長	稲田 信彦	※	代理:幹事(臨時) 文化財保護課主査 木村 啓章
34	警察本部 交通規制課長	左近 昭紀	※	代理:幹事(臨時) 交通規制課管理官 藤岡 基樹
35	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課参事	平田 貴栄	出	幹事(臨時)
36	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課長代理	山野 修二	出	幹事(臨時)
37	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課係長	小山 三智浩	出	幹事(臨時)
38	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課長	矢倉 道久	出	幹事(臨時)

令和5年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿（市）

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	大阪市計画調整局計画部都市計画課長	岩本 典子	議第482号	出
2	大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長	齋藤 正己	議第482号	出
3	泉南市都市整備部長	伊藤 好幸	議第483号	出
4	泉南市都市整備部次長 兼 都市政策課長	市川 裕康	議第483号	出
5	高槻市都市創造部 部長代理	大矢 滋	議第484号	出
6	高槻市都市創造部都市づくり推進課 主査	田中 敦子	議第484号	出
7	泉大津市都市政策部次長	山崎 基央	議第485号	出

目 次

1	開会	1
2	会長選任	3
3	議第482号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について	9
4	議第483号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	19
5	議第484号「北部大阪都市計画道路の変更」について	30
6	議第485号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	38
7	閉会	43

1 開 会

(午前10時00分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪府都市計画局計画推進室計画調整課の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち23名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日、審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。

内田委員でございます。

【内田 委員】 内田です。よろしくお願い致します。

【司会】 小川委員でございます。

【小川 委員】 よろしく致します。

【司会】 越山委員でございます。

【越山 委員】 よろしく致します。

【司会】 清水委員でございます。

【清水 委員】 よろしく致します。

【司会】 下村委員でございます。

【下村 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 松島委員でございます。

【松島 委員】 松島でございます。

【司会】 板東委員でございます。

【板東 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 千葉委員でございます。

【千葉 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 なお、お配りしております配席表には水谷委員の記載がございますが、急遽御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

山下昌彦委員でございます。

【山下昌彦 委員】 よろしく申し上げます。。

【司会】 角谷委員でございます。

【角谷 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大野委員でございます。

【大野 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 土井委員でございます。

【土井 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 山下浩昭委員でございます。

【山下浩昭 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 中井委員でございます。

【中井 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 なお、配席表には木下委員の記載がございますが、本日、少し遅れると御連絡をいただいております。

次に、行政機関の委員の皆様の御紹介になります。

近畿農政局長代理の後藤委員でございます。

【後藤 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の大國委員でございます。

【大國 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪府市長会会長の辻委員でございます。

【辻 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪府市議会議長会会長の小鍛冶委員でございます。

【小鍛冶 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長の大西委員でございます。

【大西 委員】 よろしくお願申し上げます。

【司会】 大阪市長代理の寺本委員でございます。

【寺本 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪市会議長の片山委員でございます。

【片山 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 ありがとうございます。紹介は以上でございます。

また、本日は所用により途中退席される委員がおられますので、あらかじめ御了承願います。

2 会長選任

では、本日举行します都市計画審議会は、令和5年12月16日付で、学識経験者の委員改選が行われました。改選後、初めての審議会となっております。現在、会長が不在であることから会長の選任を行う必要がございます。

会長の選任につきましては、大阪府都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき「学識経験者の委員の中から会長を選出する」必要がございます。

会長を選任するまでの間、僭越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長の選任につきましては、推薦方式とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御推薦でございますでしょうか。

下村委員、お願いします。

【下村 委員】 僭越でございますが、都市計画分野に精通され、また令和3年度、4年度には本審議会の職務代理者を御経験されておりますことから、内田委員を御推薦申し上げます。よろしく願いいたします。

【司会】 ただいま、「内田委員を推薦したい」という御意見がありました。ほかの委員の御推薦や御意見はございませんでしょうか。

ほかに、御意見等ないようですので、推薦のありました、内田委員を会長に選出につき、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、内田委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長が当審議会の議長となる」と定められておりますので、内田会長に議長をお願いし、議事進行をお願いしたいと思います。

内田会長、議長席へお願いします。

では、内田会長、進行をよろしく願いいたします。

【内田 会長】 あらためまして、内田でございます。

ただ今、会長に御推挙いただきまして大変光栄に存じます。ありがとうございます。

2年間、務めてまいりましたけれども、さらに会長をやれという叱咤をいただいたという気持ちで、誠心誠意務めさせていただきたいと思えます。円滑な議事の進行というのが第一でございますけれども、都市計画行政、都市計画のあり方というのは、個々の審議案件の積み重ねで方向性が定まるという側面もあろうかと思えます。ですから、直接の審議案件の可否に重点を置くわけではございますけれども、それに関連するようなことについても、積極的に御意見を出していただいて、あるべき方向性について、何らかのこの場の合意とまではいきませんが、意見の分布というのが明らかになるとより好ましいかなというふうに考えております。という点で、事務局サイドから見ると、必ずしも円滑ではない会の進行に若干なるかもしれませんが、なにとぞその点は御容赦いただけたらと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

では、以後、着座させていただいて、挨拶に代えさせていただきます。

では、審議案件に入る前に、先ほど事務局より話がありましたとおり、学識委員の改選後、初めての審議会となりますので、大阪府都市計画審議会条例第4条第3項の規定に定めております、会長の職務代理者の指名を行いたいと思えます。

なお、職務代理者の指名に関しましては、先ほどの当審議会条例第4条第3項の規定において、「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する」となっております。

会長が指名するという事になっておりますので、私としましては、松島委員にお願いしたいというふうに考えておりますけれども、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議がございませんでしたので、松島委員にお願いいたします。

では、審議に入っていきますけれども、本日、最初の審議案件であります、議第482号につきまして、大阪市から大阪府へ事務の委託をされた案件となっております。

この事務委託の制度に関しまして、まず、事務局より説明をお願いいたします。

【司会】 それでは、事務局より、事務委託について御説明させていただきますが、その前に、この事務委託案件を審議する際には、令和3年6月に策定しました「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」第5条第2項の定めにより、「大阪府知事は、大阪府都市計画審議会に委託事務に関して調査審議させるときは、事項ごとに、臨時委員として、大阪府都市計画審議会に大阪市都市計画審議会の委員3人を任命する」こととなっていることから、事務局において、3名の臨時委員を、任命しておりますので呼びいたします。

(臨時委員 入場、着席)

では、本日、臨時委員として御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

大阪市会議員の高山委員でございます。

【高山 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大阪市会議員の藤田委員でございます。

【藤田 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大阪市会議員の山口委員でございます。

【山口 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

以上、臨時委員を含みます委員数33名のうち26名に御出席いただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

改めまして、本審議会は「公開」で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務委託に関して御説明します。

本日、1つ目の審議案件であります議第482号につきましては、大阪の成長や発展を支える大都市のまちづくりを推進していくことを目的に、令和3年6月に策定いたしました、「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」に基づき、大阪市から大阪府へ事務を委託する案件であり、同規約第3条第6項の規定に基づき、都市計画法第19条第1項の規定により、大阪府都市計画審議会で審議する案件でございます。

ここで、審議に入ります前に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

これから読み上げします資料につきましては、現在、御出席いただいている委員の皆様全員にお配りしておりますので、御確認お願いいたします。

1点目、「配付資料一覧」及び「委員配席図」です。

2点目、大阪府都市計画審議会条例・規則及び、「広域的な観点からの

まちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」。

3点目、「議題」及び「付議案件一覧」。

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」。

5点目、右上に資料1-1と書かれました「令和5年度第2回大阪府都市計画審議会議案書」。

6点目、同じく右上に資料2-1と書かれました「令和5年度第2回大阪府都市計画審議会資料」。

7点目、同じく右上に資料3-1と書かれました「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」に対する大阪市長からの意見。

8点目、同じく右上に資料3-2と書かれました議第482号議案で使
用します参考資料。

以上が、議第482号議案で使用する資料となっております。

次に、これから確認します資料につきましては、議第483号議案以降
に使用するため、臨時委員の皆様には、お配りしておりませんので御了承
ください。

先ほど、確認しました8点の資料と併せまして御確認をお願いします。

9点目、右上に資料1-2と書かれました「令和5年度第2回大阪府都
市計画審議会議案書」。

10点目、同じく右上に資料2-2と書かれました「令和5年度第2回
大阪府都市計画審議会資料」。

11点目、同じく右上に資料4と書かれました議第483号議案で使用
します「意見書の要旨と大阪府の見解」となっております。

以上、臨時委員の皆様には計8点、臨時委員を除きます委員の皆様には
計11点の資料をお配りしております。

不足等ございませんでしょうか。

では、これより審議に入らせていただきますので、内田会長、議事進行よろしくをお願いします。

【内田 会長】 それでは、議事を進めてまいります。

最初の審議案件は、先ほど制度の説明がございました大阪市から大阪府へ事務の委託をされた「都市再生特別地区の変更」についてでございます。

議第482号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について、まず、幹事より説明を求めます。

3 議第482号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について

【幹事 木村計画調整課長】 計画推進室計画調整課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について御説明させていただきます。議第482号の「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について御説明いたします。

資料1-1の議案書の1ページから3ページ、資料2-1の議案書資料の1ページから4ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

「都市再生特別地区」は、都市再生特別措置法第36条において、「都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列などの建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域」について定めることができるとされており、指定されている用途地域などの規制内容に関わらず、新たに容積率、建蔽率、高さなどの建築制限を定めることが可能となります。

まずは、本案件の都市計画案策定に至るまでの経緯について御説明いたします。本日御審議いただく「平野町4丁目地区」は、令和5年3月に都

市再生特別地区として都市計画決定を行いました。その後、国のイノベーションに関する方針が示されたことや、昨今の災害リスクの高まりを踏まえ、事業者から大阪府に対し事業計画の深度化に伴う、都市計画内容の変更の申出及び事業計画案の提示があり、都市計画や公共貢献の内容について協議を重ねてまいりました。

大阪府といたしましては、「イノベーション機能及び防災機能の更なる強化」「ガスピルの保存範囲の拡大」並びに当初から提示されていた「にぎわい機能等の導入」「中枢業務機能の強化」「環境面への配慮」などといった点を高く評価するとともに、その内容が「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」の地域整備方針にも合致することから、都市再生特別地区を活用することが相応しいと判断し、「都市再生特別地区」の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

なお、協議経過の詳細につきましては、参考資料としてお配りしております。

平野町4丁目地区は、都市再生緊急整備地域として定められた「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」のうちに位置しております。本地域の地域整備方針では、「風格ある国際的な中枢都市機能集積地の形成」「老朽化した建築物の更新などによる業務・商業などの機能を高度化した集積地の形成」などを目標に掲げております。

また、当地区は、都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に指定される「特定都市再生緊急整備地域」内であり、当該地域では「大阪、関西のみならず国土の発展、成長を牽引する国際競争力を備えた拠点的形成する」ことなどを地域整備方針に掲げております。

平野町4丁目地区の面積は、約1.3ヘクタールあり、大阪のメインス

トリートである御堂筋に面し、大阪メトロ御堂筋線、京阪本線の淀屋橋駅と御堂筋線本町駅の間位置する、交通利便性に恵まれた地区でございます。地区の現況としましては、東側街区にはガスビルが立地しており、西側街区は駐車場などとして利用されています。用途地域は商業地域に指定されており、東側街区は「御堂筋本町北地区地区計画」、西側街区は「船場都心居住促進地区地区計画」が定められております。東側街区の指定容積率は1,000%、指定建蔽率は80%、西側街区の指定容積率は600%、指定建蔽率は80%ですが、昨年度、都市再生特別地区を決定し、現在の容積率の最高限度は1,200%、建蔽率の最高限度は80%となっております。

今回示された事業計画における公共貢献要素を評価し、容積率の最高限度を1,250%にするとともに、道路の上空及び路面下に建築物等の敷地として併せて利用すべき区域、いわゆる重複利用区域の変更を行います。

それでは、公共貢献要素及び重複利用区域の指定範囲について、御説明いたします。

なお、当初決定の内容に今回の変更内容を加えた説明とさせていただきます。

初めに、「ガスビルの保存・活用」でございますが、ガスビルは、昭和8年に南館が竣工し、その後、昭和41年に北館が増築された御堂筋を象徴する建築物であり、現在、南館が登録有形文化財に指定されています。このような歴史的価値の高い南館・北館の一体的な外観、及び、エントランスホール等の建築当時の趣を残す内部空間を将来にわたって保存・活用することで、御堂筋の風格ある街並みや良好な都市空間の形成を図ります。今回、イノベーションフロアの利用計画の変更に伴い、東側街区と西側街区の上空接続部分を縮小し、ガスビル西側外壁の保存範囲を拡大します。

次に、「御堂筋と連携した新たなにぎわいの創出」でございますが、御堂筋沿道では、大阪市において、地区計画及び御堂筋デザインガイドラインにより、大阪のシンボルストリートにふさわしい低層部のにぎわいと魅力あるまちなみの創造が推進されております。

本計画では、建物低層部に店舗などのにぎわい施設を導入し、まちなみと調和した上質なにぎわい空間を創出するとともに、1階から8層吹き抜けの多目的屋内空間を整備することで、にぎわいや交流を促す、御堂筋における新たな象徴となる多目的な公共空間を創出します。

また現在、ガスビル低層部にあるコロネードと連続する歩行者空間を西側街区の新ビルにも新たに設けるとともに、低層部にはガスビル同様、店舗などを導入することで、御堂筋のにぎわいを東西方向に引き込み、船場地区へ面的な展開を促します。

次に、「イノベーション拠点の形成」でございますが、今回、事業計画の深度化に伴い、全体的に計画の見直しを行いました。

イノベーションフロアを、ガスビル及び新ビルの3階部分に加え、ガスビル4階にも拡充し、ホールやコワーキングスペース、利用者の交流スペースなどを整備することで、多様な人材の交流を促進し、イノベーション機能の更なる強化を図ります。

また、イノベーションによる新たなビジネスを創出する運営体制を構築し、事業者が有する知見や御堂筋の立地特性を活かしたスタートアップ支援などの取組を実施します。これらにより、御堂筋から人を呼び込み、多様な人々の交流を促進して、新たなビジネス創造を行う仕掛けづくりを行い、御堂筋の国際競争力の強化を図ります。

次に、「中枢業務機能の強化」でございますが、多様なオフィス環境や高い環境性能を備えた国際レベルの高規格オフィスを整備することで、国

際人材・企業の活動を支える空間を創出し、業務機能の高度化を図ります。

次に「防災・環境面への配慮」でございますが、都市ガス事業の中央指令機能を7階に配置することに加え、今回8階を増床し、災害対策機能を追加配置することで、防災面の更なる機能強化を図り、災害時などに対して円滑な対応を可能とします。

また、屋外退避場所、退避施設及び防災備蓄倉庫について災害時に備えて確保することに加え、今回、一時退避場所を1階に追加することで、帰宅困難者対策を充実させるなど、御堂筋における防災機能の強化を図ります。

加えて、コージェネレーションシステムを導入し、災害時に周辺への非常用電力の供給を行うなど、災害時のエネルギーの安定供給を確保した面的な業務継続地区、いわゆるBCDの構築に貢献します。

また、常時にも周辺建物との熱融通を行うことで、エネルギーの面的利用により省エネルギー化を図ります。

また、魚の棚筋沿道の多目的屋外空間から、新ビルの外装、ガスビル屋上へと連続性のある緑化を図るとともに、屋上階には、多様な人々の交流の場となる屋上テラスや、御堂筋を眺望できる屋上庭園を整備することで、うるおいとにぎわいのある環境の創出を図ります。

続いて、重複利用区域について御説明いたします。

重複利用区域は、都市再生特別措置法第36条の2において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、道路の上空又は路面下において建築物の建築などを行うことが適切であると認められるときは、道路の区域のうち、建築物などの敷地として併せて利用すべき区域を定めることができるとされています。

本計画では、御霊筋に重複利用区域を設定し、両街区を一体的に利用す

ることにより、多様な人々の交流機会を設けることによる新たな価値創造の基盤形成や、御堂筋の活性化に貢献するもので、具体的には、ビジネス創出を促すイノベーション拠点、ガス供給の保安拠点、来訪者とオフィス利用者が交流できる屋上テラス、及び地下駐車場について、両街区を繋いだ一体利用を図る計画となっております。

今回、3階のイノベーションフロアの利用計画の変更に伴い、動線計画を見直したことから、上空利用部分の幅員を縮小いたしました。

また、ガスビルのバルコニー部分についても、歴史的建築物の保存・活用を図るため、重複利用区域を設定しております。

今回は、船場建築線による後退範囲とバルコニー部分について整合を図るため、重複利用区域を変更します。

公共貢献要素および重複利用区域の指定範囲の御説明は以上でございます。

それでは、今回の都市計画変更の内容について御説明いたします。

平野町4丁目地区の面積は、約1.3ヘクタールです。容積率は公共貢献要素を勘案し、1,250%といたします。容積率の最低限度は、土地の高度利用を図るため、両街区で指定容積率の上限まで利用した際の容積率と概ね等しい800%を容積率の最低限度として定め、建蔽率の最高限度は、指定建蔽率と同じ80%といたします。

また、建築物の建築面積の最低限度は、敷地の細分化を抑制するため、2,000平米を最低限度として定めます。高さの最高限度は高規格のオフィスを整備する高層部は150メートル、中層部は現在のガスビルの高さを踏まえて45メートル、低層部は2.5メートルといたします。壁面の位置の制限は、多目的空地と一体となった、快適でゆとりある歩行者空間を確保するよう定めます。

重複利用区域につきましては、御霊筋の上空部分として、道路面から高さ5.5メートルを下限とし、上へ29.5メートルを上限とする範囲を建築物の建築可能な部分として定めます。

路面下につきましては、道路面から地下に2.5メートルを上限とし、下へ5メートルを下限として範囲を定めます。

また、バルコニー部分については、御霊筋の上空部分として道路面から高さ4.5メートルを下限とし、上へ2.5メートルを上限として範囲を定めます。

事業完了後の外観イメージはこのようになっております。

なお、今回、容積率の最高限度を変更しておりますが、これは二層吹き抜けとしていた部分へのフロアの追加などにより床面積を増やしたもので、建築物の高さに変更はありません。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成にあたり、令和5年9月28日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。令和5年12月21日から3週間、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、大阪市へ「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」規約第3条に基づく意見照会を行ったところ、大阪市都市計画審議会での意見聴取を行った上で、意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。

【内田 会長】 どうもありがとうございました。

では、ただいま説明していただきましたけれども、委員の皆さん、御意見、御質問はございませんでしょうか。

下村委員、お願いいたします。

【下村 委員】 歴史的な建築物の保全に、にぎわい性を創出する、非常に考えられた案かと拝聴しておりました。

お聞きしたいのが、屋上部分に緑化されるということでしょうか。現行の建築物の上部に緑を植えるということになれば、かなり土圧がかかりまして、この歴史的な建築物の保全をしていくときに、気になりますのは、耐震をどう考えているかの確認と、それに伴う外観のファサードの変化、このあたりに影響を及ぼしてこないかという点、この2点について、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 屋上緑化に伴ういろいろと懸念事項があるがという御指摘でございますけれども、幹事、いかがでしょうか。

【幹事 平田計画調整課参事】 お答えいたします。

まず、耐震性に配慮ということですが、屋上緑化の範囲は、御覧いただいていますスクリーンのとおりですが、ガスビルのちょうど中心部分、今御覧いただいていますガスビルのちょうど赤くなっているところ、「にぎわい施設」と表記させていただいているのですが、ちょうど白くなった部分です。そこの部分を減築いたしまして、耐震性の向上を図る計画となっております。

2つ目ですけれども、ファサードの件なんです、そのちょうどガスビルと西ビルをつなぐ重複利用区域のところにつきまして、一部、外壁の撤去と、重複利用区域の建築物の増築を行うこととなりますが、それは、大阪市のデザイン会議に諮りまして、外観の検討もなされております。

以上です。

【内田 会長】 下村委員、いかがでしょう。

【下村 委員】 外観に関しては、よく分かりました。屋上を緑化する

とき、中高木を入れるとなれば、900ミリから1,500ミリぐらい、90センチから1メートル50ぐらい土を入れないと、なかなか高木は育たないと聞いております。通常、屋上緑化するときには地被植物だけ入れるのであれば、数十センチでいけるんですけど、その辺の耐震構造につきましては、しっかりと検討されているということですので、それで結構かと思えます。

以上です。

【内田 会長】 実際の樹種であったりとか、そういったようなところまで検討はされているんですか。

【幹事 平田計画調整課参事】 お答えいたします。

今、屋上緑化につきまして、詳細については、まだ検討中ということで、樹種等の報告はまだ受けておりません。今後検討されると思います。

【内田 会長】 御指摘の事項を踏まえて、御担当の方で適切なる対応がなされるものと期待しております。

ほかの委員の方、御質問、御意見ございませんでしょうか。

片山委員、お願いいたします。

【片山 委員】 自転車の駐輪場については附置義務がもともとあると思いますが、今、説明なかったのですが、どのようにお考えですか。

【内田 会長】 駐輪施設について。

【幹事 平田計画調整課参事】 お答えいたします。

駐輪施設については、台数は、約200台設置するとお聞きしております。位置につきましては、ガスビルの地下に設置されると聞いております。よろしく申し上げます。

【内田 会長】 片山委員よろしいですか。御確認いただいたということにしておきます。

ほかの方、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

要点だけ再度確認させていただきますけれども、容積率の上限を緩和して、その分、床が増える。そのため、貢献部分をさらに手厚くするという方向での変更ということですが。御意見、御質問ございませんか。

では、もうこれ以上、御意見ないようですので、採決に入りたいと思います。

議第482号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議なしという声をいただきました。従いまして、原案どおり可決いたします。

以上で、議第482号の審議を終わります。

本議案につきましては、直ちに事務局において必要な手続をお願いします。

では、一旦、進行を事務局にお返しします。

【司会】 内田会長、議事進行ありがとうございました。

本案件につきましては、いただきました御意見を踏まえ、必要な手続きを進めてまいります。

以上をもちまして、事務委託案件の審議が終了しましたので、臨時委員の皆様は、御退席をお願いいたします。

また、ここで所用により、辻委員が御退席されます。

(臨時委員及び辻委員 退席)

では、審議会を再開いたします。

先ほど委員の御退席がございましたが、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づく、審議会の定足数を満たし本審議会が成立してい

ることを改めて御報告いたします。

それでは引き続き、内田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

内田会長よろしくをお願いいたします。

【内田 会長】 では、議事を進めてまいります。

議事案件としましては、議第483号からの3件でございます。

ではまず、再開後の1件目、議第483号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、幹事より説明をお願いいたします。

4 議第483号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 木村計画調整課長】 「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。

資料1-2の議案書の1ページから3ページ、資料2-2の議案書資料の1ページから3ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

区域区分は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために設定するもので、一般的に線引きと呼ばれております。

区域区分の変更は、一斉見直しと随時編入、いわゆる保留解除の2種類があり、このうち、一斉見直しは、大阪府では、おおむね5年に1度見直しを実施しており、直近では、令和2年10月に、第8回の一斉見直しを実施し、7地区を市街化区域に編入いたしました。

随時編入は、一斉見直しとあわせて、今後5年以内に事業実施が見込まれる区域を保留区域として設定しており、計画的かつ良好な開発事業や、土地利用の計画が明確になった時点で、都市計画の手続きを進め、市街化区域へ編入することとしております。

この保留区域のうち、今回、新たに市街化区域へ編入する区域は、関西国際空港2期島の泉南市泉州空港南地区でございます。

初めに、泉州空港南地区の位置を御説明いたします。

泉州空港南地区は、関西国際空港の2期島の南西、泉南市域のうち、田尻町との境界の近くに位置します。

当該地周辺は、東側の国際貨物地区及び駐機場地区は、市街化区域となっており、それ以外は市街化調整区域となっております。

次に、市街化区域への編入要件について、御説明いたします。

市街化区域への編入要件は、平成30年2月策定の「第8回 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に規定しており、埋立地である本地区の場合は、この基本方針に規定の4つの要件を全て満たす場合に、市街化区域へ編入するものとしております。

4つの要件とは、1つ目、市町村都市計画マスタープランなどの上位計画に位置づけられている区域であること。2点目、公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中または完了している埋立地の区域であること。3点目、土地利用が明確になること。4点目、災害リスクが高い区域においては対策を講じること、でございます。

本地区については、1点目、本地区は泉南市都市計画マスタープランに「空港ゾーン」として位置づけられております。

2点目、本地区を含む2期島は、埋立免許による事業が完了した埋立地であります。

3点目、本地区の土地利用については、関西国際空港の運営者により、主に貨物運輸にかかる航空機の駐機場などの施設として整備される予定であり、土地利用が明確になっております。

4点目、本地区を含む2期島は、想定最大規模の津波や高潮被害を想定

し、これに備えた地盤高で造成されているほか、災害時の対応や避難計画を策定するなど、想定される災害リスクの対策を講じております。

以上、4つの要件を全て満足していることから、市街化区域へ編入するものでございます。

次に、区域界について御説明いたします。

区域界は、原則として、道路、河川などの地形地物で定めることとしており、当該地においては、「護岸」の線、「現行の市街化区域界」「現行の市街化区域界の見通し線」などでございます。

また、区域区分の変更に関連して、泉南市が決定する都市計画につきましては、用途地域がございませぬ。用途地域としては、編入範囲全域に対し、準工業地域の指定を行うこととしております。この計画につきましては、令和6年1月29日に開催されました泉南市都市計画審議会において承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成にあたり、令和5年8月2日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませぬでした。

令和5年11月20日から2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行ったところ、意見書の提出が1件ございました。

また、泉南市及び堺市へ、都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、「意見なし」との回答をいただいております。

それでは、資料4に記載しております意見書の要旨と、それに対する大阪府の見解を御説明いたします。

意見書の要旨としましては、まず、区域区分については、関西国際空港の整備は、無秩序な市街地拡大や計画的でない市街地が形成されることはあり得ない。中部国際空港及び神戸空港という同様の海上空港の事例が存

在しているので、両空港と同様の考え方に立脚して区域区分が再整理されるべき。駐機場の機能や制限、運用実態からも、駐機場が「都市活動」の場とみなされることは、理解し難い。駐機場地区は、市街化調整区域に区分することが妥当と考える。また、税負担については、区域区分を判断した根拠が明確でない以上、税負担に関して不公平感がぬぐえない。といったものでございます。

これらの御意見に対する大阪府の見解です。

区域区分については、駐機場地区は、旅客の乗降・貨物の積卸し・機体整備などの都市活動が営まれることから市街化区域へ編入することが適切であると考えております。

また、税負担については、区域区分の変更は、税負担の観点からではなく、都市計画法に基づき、当該地及び周辺の土地利用や都市活動の状況などを踏まえ、実施するものと考えております。

御説明は、以上でございます。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、今、御説明いただいた件につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

今回は、資料の4、スライドでも最後のほうで御紹介いただきましたけれども、意見書が出ております。これに対する大阪府の見解の妥当性に関しても、重要な論点かと思いますが、いかがでございましょうか。

越山委員、お願いいたします。

【越山 委員】 大阪府の見解に関してですが、一つ一つ見ると、多分そのとおりという答えになってはいますが、多分、向こうから聞かれている内容に対しての回答に、なかなかないと思います。1つ気になるのは、やはりほかの空港との違いですね。そこに基づいて、今回、大阪府

の見解を返さないと、少し説明不足かなと思うので、今回の意見書にあるように、他空港と何が違うのかというところと、もしくは、他空港と同じなので、今回、大阪府としても、このように返しますという形での回答なのかというところをお聞かせください。

【内田 会長】 幹事、いかがでしょうか。他の空港の事例との同じ点、異なる点、意見書のほうでは、意見者から指摘されている点もあります。これについて、どのような見解を、府として示されるのかという質問でございますが。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、同様の他空港の状況について、御説明させていただきます。

一番上が、今回御審議いただく関西国際空港の状況となっております。

続きまして、2段目のところが、同じような海上空港でございます中部国際空港の状況でございますけれども、中部国際空港につきましては、旅客ターミナル、貨物取扱い施設及び駐機場地区内のうち、ターミナル用地に幅30メートルで接するランプ部分、施設に近い部分につきましては、市街化区域としております。施設より少し離れた駐機場の残る部分と、滑走路、誘導路につきましては、市街化調整区域とされております。

一番下の段、神戸空港につきましては、ターミナルなどの関連施設の区域を市街化区域とされておりました、駐機場地区および滑走路、誘導路は、市街化調整区域とされているところでございます。

区域部分につきましては、市街地の形成ですとか、都市活用の状況及び周辺の土地利用の状況など、地域の実情によって、各都市計画決定権者が判断するものと考えておりました、空港の区域区分につきましても、同じように、今回お示しのように、それぞれの空港で考え方が異なっておるものと考えておりました、我々としましては、今回、区域に含めます部分で

ある駐機場地区につきましては、都市活動を行う区域と考えて、市街化区域に編入するものでございます。

以上でございます。

【内田 会長】 越山委員、いかがですか。

【越山 委員】 説明的にどうかなと思ったりしますけれども、やはりほかの空港と比べると、駐機場を市街化区域に組み入れるという理由が、都市計画法で決まっているからということ以外に、何かないのかなと。

「大阪府はそのように決めています」ということ以外に、ちょっと見当たらない気がしていて、ほかは、駐機場は市街化調整区域のままでいっているところもあると言われると、この意見書の内容は、妥当な内容できていると思います。これを、「いや、そうではなくて、大阪府はこちらでいきます」というのであれば、駐機場を市街化区域に編入するというところの説明がもう少し必要なのかなと思います。

【内田 会長】 意見書の内容としては、この話と都市計画税の税負担の話と密接に絡んだ意見になっていると思います。

このいわゆる線引きの話と、税負担の話は別だというのが、大阪府の見解ですけれども、このあたりはいかがでしょう。別ものだと。

では、この税負担の話は、意見者としては、どちらに言えばいいんでしょうかというところもありますけれども。はっきりと「別ものですよ」ということで、これについては、委員の皆さんいかがでしょうか。

角谷委員いかがですか。

【角谷 委員】 会長、御指名ありがとうございます。

実際、先ほど言われている話を聞いていますと、平成17年と18年に中部と神戸がされたということで、今回、駐機場が都市計画に値するというので、それが入ると。

疑問は、17年、18年のときに、なぜ大阪府がそういった議論がなく、今回、いきなり出てきたのかというところと、先ほど言われているような大阪府が、これ例えば都市計画とか、それに関する税ですね。税が出てきたときに、結局、利用者のほうに負担をお願いすることになるのか、そういったところが分からないということで、今回、出てきた経緯と、泉南市で、どういった議論があったのかというのを、背景があれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【内田 会長】 背景情報、経緯等について、追加して御説明いただけますでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、関西国際空港の区域区分に関しましては、空港が平成6年9月に開港されていますが、そのときに、大阪府及び当時地権者である関西国際空港株式会社様、それと、地元市町であります泉佐野市、泉南市、田尻町と協議、整理しまして、1期島につきましては、施設及び都市活動が行われる旅客ターミナル地区、国内貨物地区、国際貨物地区、駐機場地区を市街化区域にするということで、協議が整い、その際に、本大阪府都市計画審議会でも、御議論いただき、御承認いただきました。

そういった考えも引き継ぎながら、改めて2期島につきましても、区域区分の考え方を検討してまいりまして、2期島につきましても、同じように、旅客ターミナル地区および国際貨物地区、駐機場地区といった施設が、立地やその施設に伴って、旅客の乗降でありますとか、荷物の積卸しという都市活動を行うエリアを、市街化区域に編入しようとするものでございます。

税負担の観点につきましては、我々としましては、税負担と都市計画は切り離して考えるべきものであると認識しておりまして、税負担が増える

ことを考慮して、都市計画を変えるということは考えておりません。

関西空港の運営支援につきましては、別の制度でありますとか、そういったもので考えるべきものであると認識しております。

以上でございます。

【内田 会長】 角谷委員、いかがですか。

【角谷 委員】 はい、ありがとうございます。

1期目と2期目ということで、1期目のときにやったことを、2期目にも当てはめたということでもいいんですかね。簡単に言うとそんな感じですかね。

【幹事 木村計画調整課長】 1期島の考えを踏襲したというわけではありませんでして、2期島について改めて施設の配置でありますとか、土地利用でありますとか都市活動ということを確認しまして、区域区分のあり方を検討した結果、1期島と同じような形になったということでございます。

【角谷 委員】 ありがとうございます。今の御説明でいくと、1期目でやったことを、2期目でやったということでもいいんですね。結局は踏襲したことになるんですね。

【幹事 木村計画調整課長】 結果的には同じような形態になったということで、1期島がそうであったから2期島にあてはめたというわけではなくて、2期島の施設の立地状況でありますとか、土地の利用状況、そういったものを踏まえて、改めて検討した結果、結果的には1期島と同じような形になったというふうなことでございます。

【角谷 委員】 ありがとうございます。

会長、先ほども、委員の中でも言われていましたように、しっかりと説明をしないと、何か分かりにくいというところがあったので、利用者の方

といたしますか、関係のところに、しっかりと分かりやすく説明していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【内田 会長】 今までいただいた御意見、説明がちょっと不十分であろうということで、当然、意見書も出ておりますので、大阪府の見解として整理していく中において、もう少し丁寧に書き加える、あるいは対話を重ねるといようなことが必要という御指摘かと思いますが、本件の本題について、今スライドが映っておりますけれども、赤で囲まれているこのエリアについて、新たに市街化区域に編入するということの是非については、いかがでございましょうか。

確認ですけれども、この周辺については、駐機場地区、水色で囲まれているところとか、国際貨物地区、旅客ターミナル地区は、これは既に市街化区域になっている。

そして、新規に赤い部分が加わると。ほかの何もついてない滑走路とか誘導路については区域外。それから未定のところが若干残っているということになりますか。そのあたりの関係を、再度御説明いただけますか。

【幹事 木村計画調整課長】 先ほど会長から御説明ありましたとおり、2期島につきましては、ピンク色、水色、黄緑色で着色している部分が、既に市街化区域に編入している部分でございます。

赤色で囲っている部分が、今回、御審議いただいております新たに市街化区域に編入したいと考えておる部分でございます。

向かって左側の沖側にあります滑走路等につきましては、市街化調整区域になっておりまして、今回、市街化区域に編入したい区域でありますとか、既に立地しておる施設周辺につきましては、土地利用が未定の部分がありますので、今後、状況に応じて、市街化区域への編入につきまして、検討していく部分が残っている状況でございます。

以上でございます。

【内田 会長】 ですから、今回、駐機場地区に隣接する部分を、市街化区域に編入する。塗り方を広げましょうというようなことですが、このあたりの是非について、皆さんの御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。はい、越山委員。

【越山 委員】 今回の説明にあったように、駐機場地区になるから市街化区域にするという単純な話ではなく、その区域が市街化区域として妥当であるという判断のもと、今回、提示があったという説明だったので、そこを鑑みて、市街化区域に入れるという提案に関して、プラス側の評価でいいのではないかと思います。これは、駐機場になるからというだけであれば、その前からの見直しをしていかななくてはいけなくて、もう一度、駐機場地区を含めて、市街化区域にする是非を、他空港と併せて考えるという、少し大きな話になってくると思うのですが、今回、駐機場だから市街化区域にするのではなくて、総合的に鑑みて、ここを市街化区域として検討をしましたという回答がありましたので、それを踏まえて、今回の議案書の評価するでいいと、個人的には思います。

【内田 会長】 ここを編入することについて、考え方を整理していただきたいということで、編入については賛同されるという御意見と解していただいてよろしいですかね。

【越山 委員】 はい。

【内田 会長】 他の委員の方、いかがでしょうか。おおよそ御意見出たかと思いますが、会長としての見解としましては、税負担の話と市街化区域、調整区域の線引きの話は、直接リンクするものではないということかと思います。ただ、もちろん密接に絡んでいるところも現実としてありますので、その点については、どのあたりが意見者に対して回答すべきな

のかというところは、真っ当な答えを持っているわけではございませんが、都市計画審議会としては、税負担としては別であろうという見解に同意するものでございます。

それと今回のところについては、都市活動というのが一体何ぞやというような定義に関わるような話ですので、他のエリアとの関係等も出てきます。ですから、このあたりの説明の仕方については、また越山委員からもお知恵を後ほど拝借するとして、同じような用途で、未定だったところということと言うと、私としては、同じように、というところが、ある面、素直な決定かなと。もちろん本当にこれが都市活動になるかどうかとかいう話は他空港の事例を見ると、判断が分かれているわけでございますし、税負担の話と全く関連性もなく判断が分かれているとも思えないところがございますので、今回の具体的な審議案件については、認めてもよろしいのではないかなと思います。ただし、これから尾を引くような可能性がありますので、引き続き考え方をきちんと整理していく。それから、意見を出されている方、法人と継続的に意見交換をやっていくということは必要かなと思っております。私の見解は以上ですけれども、今の私の申し上げたことについての御質問とか御意見とかあればお聞きしたいですが、いかがでしょう。

寺本委員、お願いします。

【寺本 委員】 大阪市の立場で今回の案件につきまして、異議を唱えるものではありませんが、先ほどのお答えの中で、「税負担とは切り離して空港の支援は別に考える」という御意見がございました。まさに関空は大阪のこれからの国際空港としてのゲートウェイということですので、そこにつきましては大阪府あるいは大阪市を含めて、関係自治体全体で考えていくべきだと思いますので、その点については、改めて別の場で議論をし

ていただくようにすればいいということで、先ほど会長がおっしゃった見解につきましては、特に異論があるわけではございませんで、そこだけよろしくお願いいたします。

以上です。

【内田 会長】 今回、意見書を出されているところは新関西国際空港ですね。当初の合意をされているところは、旧の関西国際空港など、いろいろ今までの経緯もございますし、また、空港の運営会社はまた別という、上下分離になっていたりとか、空港の支援というか整備をやっていくための制度、財源の話がいろいろ絡んでまいりますので、都市計画の枠組みをさらに大きく越えたようなところになってこようかと思っておりますので、然るべきところをお願いしたいと思っております。

会長が長々としゃべってしまいましたが、御意見については出尽くしているかと思っておりますので、採決に入りたいと思っております。

議第483号「南部大阪都市計画区域区分の変更」についてですけれども、原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議なしという声をいただきました。原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。では、次の案件に移りたいと思っております。

議第484号「北部大阪都市計画道路の変更」についてです。

まず、幹事より説明をお願いいたします。

5 議第484号「北部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 木村計画調整課長】 議第484号「北部大阪都市計画道路の変更」について御説明いたします。

議案書の4ページから6ページ、議案書資料の4ページから7ページに記載しておりますが、前方のスクリーンで御説明いたします。

今回御審議いただく北部大阪都市計画道路3・3・207-6号、富田奈佐原線は、昭和44年の都市計画決定後、長期にわたって事業未着手となっております。

今回の変更案は、平成23年3月に大阪府が策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき作成したことから、案の説明に先立ち、まず、この基本方針について、御説明いたします。

本基本方針は、都市計画道路についての必要性、事業の実現性を検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定するための基本的な考え方を取りまとめたものでございます。

そして、平成23年度から25年度の3年間で大阪府が都市計画決定した路線を対象に、基本方針に基づいた評価を行い、関係者と協議し、一斉に都市計画の見直し手続に取り組みました。

その後も引き続き、協議が整った路線について、適宜手続を実施してきました。

また、令和3年3月に都市計画道路見直しの実施状況を検証し、引き続き見直し手続を実施していくこととしております。

見直しの基本方針における評価につきましては、このフローチャートに従い、長期未着手となっている都市計画道路の必要性や実現性について、検証を行います。

必要性の面では、交通処理や交通安全、市街地形成などの諸機能について検証します。

次に、実現性として、公共投資額の水準等を考慮し、概ね30年以内に着手できるかどうかなどを検証し、市町村及び地域住民と協議・調整のう

え、存続または廃止の評価を行うこととしています。

ここまでが、都市計画道路の見直しの基本方針についての説明でございます。

次に、本案件である、富田奈佐原線の変更の内容について御説明いたします。

富田奈佐原線は、高槻市域における茨木市境から高槻市道南平台日吉台1号線を結ぶ延長約4,500メートルの幹線道路です。今回の変更区間は国道171号以北の区間であり、昭和44年に高槻市と隣接都市を結ぶ幹線道路のひとつとして、当時の社会情勢等をふまえ、標準幅員22メートルの4車線で計画決定しております。

また、現況においては、ほぼ同じ線形で府道萩谷西五百住線がすでに2車線で整備されております。

まず、本区間の見直し評価結果の概要を御説明いたします。

交通処理機能については、将来交通量が、現道の2車線で交通処理可能であるため、4車線への拡幅による機能強化の必要性はないと評価しています。交通安全機能については、国道171号から都市計画道路郡家茨木線までの区間約1.2キロメートルについては、歩道がないため、整備による機能強化の必要性が高く、また、郡家茨木線から終点までの区間約1キロメートルについては、歩道が一定整備されているため、更なる整備による機能強化の必要性が低いと評価しています。

そして、高槻市や地元協議をふまえ、それぞれを幅員変更し存続候補及び廃止候補といたしました。

次に、それぞれの区間について、見直しフローチャートに従い実施した評価結果を説明します。

はじめに、変更区間である、国道171号から都市計画道路郡家茨木線

までについてです。必要性に関して、交通処理機能については、本区間の令和22年の1日あたりの将来交通量が、2車線で処理可能な約8,900台と予測されており、かつ、現況2車線である府道萩谷西五百住線のほか、都市計画道路東五百住下の口線や、富田北駅宮田線などの路線により、南北方向の広域的な交通処理も可能なことから、4車線への拡幅による機能強化の必要性はないと評価しています。

当該地は、市街化区域内であり、4つの機能のうち交通安全機能については、現道が写真のとおり、幅員約7メートルの歩道がない狭隘な道路である一方、高槻市北西部地域からJR摂津富田駅方面へのアクセス道路であり、歩行者や自転車などの通行量が多いことから、更なる整備による機能強化の必要性が高く、また、事業着手の見込みがあることから、実現性が高いと評価しています。

そして、高槻市や地域住民との協議・調整が一定整ったことから、国道171号から都市計画道路郡家茨木線までは存続候補として評価しております。

以上より、交通処理機能が現道の2車線で確保されていることから、車線数を4車線から2車線に変更し、あわせて、歩行者、自転車の安全な通行に必要な交通安全機能を確保するために幅員を検討した結果、計画幅員を22メートルから18メートルに変更しようとするものです。

次に、廃止区間である、都市計画道路郡家茨木線から終点の高槻市道南平台日吉台1号線までについてです。

必要性に関して、交通処理機能については、先ほどの区間と同様に、既存路線で交通処理が可能なことから、拡幅による機能強化の必要性はないと評価しています。当該地は市街化区域内であり、4つの機能のうち交通安全機能については、写真のとおり、両側もしくは片側に歩道が整備され

ていることから、更なる整備による機能強化の必要性は低いと評価しています。

また、そのほかの、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能はいずれも現状で既に確保されているため、更なる整備による機能強化の必要性は低いと評価しています。

そして、高槻市や地域住民との協議・調整が一定整ったことから、都市計画道路郡家茨木線から終点までは廃止候補として評価しました。

以上より、現道が2車線で、かつ歩道が一定整備されていることから、交通処理機能や交通安全機能等が確保されており、更なる整備による機能強化の必要性は低く、本区間の計画を廃止しようとするものです。

ここまでの評価結果をふまえた変更内容のまとめです。

北部大阪都市計画道路富田奈佐原線について、国道171号から都市計画道路郡家茨木線までの区間は、車線数を4車線から2車線に、標準幅員を22メートルから18メートルに変更するとともに、郡家茨木線から終点の高槻市道南平台日吉台1号線までの区間の計画を廃止し、これに伴い、延長を約4,500メートルから約3,470メートルに変更しようとするものです。

変更の内容は、以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明します。

都市計画の案の作成にあたり、令和5年7月20日と22日に地元説明会を行い、令和5年8月8日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。令和5年11月6日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。関係者への意見照会につきましては、高槻市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、「意見なし」との回答をいた

だいております。

御説明は以上でございます。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、委員の皆様から、御質問、御意見等お受けしたいと思います。

松島委員、お願いします。

【松島 委員】 御説明ありがとうございました。

先ほどお話いただいた中で、令和22年度で8,900台という予測値が出ていたと思いますが、まず1つ目は、この予測はいつにされたものなのかということを確認させてください。平成23年の見直しの段階なのか、それとも最新のデータに基づいているものなのか。

それと併せまして現況の交通量がどうなっているかですね。この予測というのが妥当かどうかを判断するために、そういった情報ですとか、その後例えば見直しの際には想定しなかったような新しい開発等がないかどうかについてもお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

【内田 会長】 関連していることですね。8,900台という需要予測の妥当性について、いつの時点のもので、現状と比較してどうなっているかということでございます。

【幹事 木村計画調整課長】 まず1つ目の交通量の予測につきましては、最新の平成27年の交通センサスをベースにした、令和22年の交通量を予測いたしまして、8,900台と予測しております。

交通量の状況につきましては、前方のスクリーンに映させていただいておりますけれども、道路を計画する際の基準を示す道路構造令によりますと、本路線の2車線での設計交通容量は、1日あたり1万台となっております、それぞれ交通量、最新の令和3年度の交通センサスにつきましては、

9, 691台であり、令和22年の予測は8, 900台というように、減少傾向にございまして、東西にありますそれぞれの都市計画道路につきましても、現況から将来にわたって減少していく見込みがありますので、今回、2車線で交通処理は可能と考えているところでございます。

以上でございます。

【内田 会長】 松島委員いかがでしょうか。

【松島 委員】 そうすると、基本的には、これからの人口減少をふまえて、減少するという予測をしていて、大きくは外れてないという御説明だと理解してよろしいですか。

北側のほうはどうですか。廃止にされるエリアのほうはいかがですか。

【幹事 木村計画調整課長】

先ほどお示ししておりましたのが、国道171号から郡家茨木線までの区間でありまして、今、お示ししているのが、郡家茨木線から北側の廃止しようとしておる区間でございます。こちらにつきましても、並行する東五百住下の口線におきましても、現況が令和3年のセンサスで6, 800台、将来にわたっても、令和22年予測で減少する傾向でございまして、廃止しても、現道の2車線で交通処理は可能になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

【内田 会長】 松島委員よろしいですか。

【松島 委員】 今回の案件でない東側の路線の交通量が一気に減るのは若干気になるころではありますけれども、全体を見て、配分されて計算をされているという理解ですが、それでよろしいですかね。はい。そうであれば、特に問題はないと思いました。ありがとうございます。

【内田 会長】 このエリア全体の人口減少の状況や、おそらく高齢化

がこれからどんどん進展していくという、また別の心配ごとがございますけれども、交通量の需要としては、漸減という状況かと思えます。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

私から1点、今回の案件のもっと南側である富田駅の辺りとか、かなりまだ改良が必要な状況かと思えますが、全体として、30年以内に出来上がるのでしょうか。つくりたいということでしょうけれども。この路線全体としての現状や、完成の目途については、何か情報をお持ちではございませんか。

【幹事 木村計画調整課長】 会長からお示しの今回の審議案件の南側の区間につきましては、現時点でいつ事業着手すると決定したものではありませんけれども、都市計画道路につきましては、長期的な視点で検討していくものと考えておりますので、今後、社会情勢や、周辺状況の関係、必要性をふまえて、事業実施に向けては、関係機関等と確認しながら判断していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【内田 会長】 はい、ありがとうございます。

委員の皆さんいかがでしょうか。御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。出尽くしたように受け取らせていただけますが。

それでは、御意見もないようですので採決に入りたいと思います。

議第484号「北部大阪都市計画道路の変更」について、原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。御異議なしというお声をいただきました。原案どおり可決いたします。

それでは、本日最後の議案になりますけれども、議第485号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、幹事より御説明お願いいたします。

6 議第485号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【幹事 矢倉審査指導課長】 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長の矢倉と申します。よろしくお願いたします。

議第485号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について御説明いたします。

議案書の7ページから9ページ、議案書資料の8ページから10ページでございますが、前方スクリーンで御説明いたします。

本日御審議いただきます案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁である大阪府が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うにあたり、本審議会に付議するものでございます。

はじめに、建築基準法第51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則として、その敷地の位置が都市計画において決定される必要があります。

しかしながら、同条のただし書きの中で、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、建築は可能とされております。

産業廃棄物処理施設の設置にあたりましては、建築基準法第51条ただし書き許可と合わせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許

可を取る必要があります、同時に手続を進めています。建築基準法第51条ただし書き許可にあたっては、市町村マスタープランなどの上位計画への適合状況や搬出入経路の状況、用途地域などとの整合といった都市計画的見地から検討のうえ、御審議いただき、許可を行います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可にあたりましては、技術基準への適合、周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設への配慮、事業者の能力といった基準に基づき審査が行われ、知事が許可を行います。

今回付議いたします案件は、民間事業者が木くずなど3品目の産業廃棄物の中間処理施設を新設する計画です。破砕機1台を設置し、建築物の解体現場などで発生した木くずなどを破砕し、再資源化するもので、処理品目のうち、木くずの処理能力が1日あたり480トンとなっており、基準である5トンを超えることから、51条ただし書きの許可を要するものでございます。そのほかの2品目については、許可を要しません。

本案件の敷地の位置は、泉大津市の西にあります。泉大津市の泉大津フェニックス内にあり、泉大津市夕風町13番4に位置します。用途地域は準工業地域に指定されています。当敷地の南東約2.5キロメートルのところに第2種住居地域が位置しています。

また、当敷地は、臨港地区内で分区は工業港区に指定されています。工業港区では、工場や工業用施設を設置させることを目的としており、51条の許可があれば産業廃棄物処理施設は立地可能となっています。

敷地周辺は、太陽光発電所や中古車ヤードなどが立地しておりますが、病院・学校などの公共施設や住宅はありません。

周辺には、すでに稼働している産業廃棄物の処理施設が2件あり、いずれも51条許可を取得した敷地となっております。

この写真は、南側から北方向を見た写真となり、赤線で示す範囲が当敷

地です。前面道路は臨港道路で幅員は16メートル。図中の赤で囲っている部分が敷地となります。敷地面積は、約1万平方メートルで、建築物は、破碎施設棟、事務所棟、及び駐輪場があり、破碎機の設置位置は黄色で示す位置となります。建築面積の合計は、約3,350平方メートルで、延べ面積の合計は、約3,450平方メートルとなります。

敷地内の車両の動線計画は、敷地への入口から出口までのルートが一方通行となるように計画されています。

当敷地への産業廃棄物の搬出入は、幅員16メートルの臨港道路汐見沖線から、片側3車線、幅員32メートルの臨港道路汐見線を経て、片側3車線、幅員55メートルの大阪臨海線へ向かうルートとしております。

搬出入の時間は、搬入時間は、5時から夜の8時、20時の15時間で、搬出時間は、24時間となっています。

車両台数は、往路と復路で2台とカウントしており、搬入は1日390台で、1時間あたり26台、搬出は1日92台で、1時間あたり4台程度となっており、搬出入の車両台数の合計は1日482台で、1時間あたり30台程度の計画です。

続きまして、事業者から、建築基準法第51条の許可申請と並行して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく施設の設置許可申請がなされており、その中で、生活環境影響調査が事業者により実施されておりますので、その内容について御説明いたします。

対象となった調査項目は、施設の稼働による騒音と振動です。

なお、大気質については、破碎施設が屋内設置であることや、住居から十分離れていること。悪臭については、悪臭を発生するものを扱わないこと。水質については、破碎施設から排水が発生しないこと。騒音や振動のうち、運搬車両の走行に伴うものについては、搬出入経路の大阪臨海線か

ら敷地まで周辺に住宅が存在しないことなどから、調査の対象となっておりません。

施設の稼働による騒音と振動の調査地点は、周辺に住宅が存在しないことから廃棄物搬出入口付近と、破碎施設の周辺の、敷地境界線上の赤丸で示す4地点で測定を行いました。

生活環境影響調査の結果としましては、施設の稼働による騒音・振動は、共に基準値を下回ります。

なお、事業実施に際しては、低騒音・低振動型の機器の採用をしており、破碎施設は、建物内の半地下ピットに設置し、適切な維持管理などにより、周辺への影響を回避、低減するとしています。

以上により、周辺の生活環境への影響は軽微とされております。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条に基づく産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続として、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、事業者が近隣の事業者・地権者などを対象に説明会を開催しました。説明会では、今後のスケジュール、火災防止対策、近隣路上駐車対策、BCP（事業継続計画）についての質問がありましたが、当該事業予定者が回答し、御納得いただいていると聞いております。

また、令和5年9月5日から10月5日までの期間、事業計画書の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上を整理しますと、特定行政庁といたしましては、泉大津市都市計画マスタープランにおいて、臨海部において良好な産業地区の形成に努めるとされていること。用途地域は準工業地域に指定されており、臨港地区の工業港区に指定されていること。周辺についても工業系土地利用が図られていること。住宅系の用途地域からは一定距離離れており、周辺に住宅は立地していないこと。生活環境影響調査の結果からも周辺への影響が少な

いことから、立地に支障がないと判断しております。

議案の説明は以上になります。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、委員の皆様から、御質問、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

まあ、埋立地の中において、木質系のリサイクルの施設ということでございますから、大きな問題はないのかなというふうに思います。さらに、取りつけ道路も、本土側でかなり太い道路につながっているということから、どうですかね。御質問、御意見ございませんか。廃棄物処理施設の立地としては極めて理想的というところであれですけれども、懸念されるところがほとんどないというふうに思います。あとはまあ、実際に稼働しているときに、きちんとやっていくかというあたりかと思しますので、そのあたりは御担当のほうで、またやっていただけるようにつないでいただければと思います。

採決を取らせていただきたいと思います。

議第485号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」についてですけれども、原案どおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議なしという声をいただきましたので、原案どおり可決いたします。

以上で、本日の全ての議案は終了いたしました。

本日御審議いただいた案件につきましては、直ちに事務局において必要な手続をお願いします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議並びに円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

7 閉会

【司会】 内田会長、議事進行ありがとうございました。本日御審議いただきました内容を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和5年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日、御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、大変ありがとうございました。

(午前 11時47分閉会)